

小規模多機能センター和気 運営規程の概要及び重要事項

あなたに対する小規模多機能センター和気のサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

第1章 事業者の概要

事業者	名 称	社会福祉法人安寿会		
	所 在 地	(郵便番号 791-8006) 松山市安城寺町1427番地1		
	代表者名	理事長 梶原 真人		
	電話番号	089-978-6910	FAX 番号	089-978-6932

第2章 ご利用の事業所の概要

事業所	名 称	小規模多機能センター和気		
	所 在 地	(郵便番号 799-2656) 松山市和気町一丁目684番地		
	管理者名	センター長 浮穴 真二		
	電話番号	089-960-4677	FAX 番号	089-978-0204

第3章 基本理念及び事業の目的並びに運営方針

基本理念	1. お年寄りに対する尊敬の気持ち 2. やりがいのある職場作り 3. 地域社会への貢献
事業目的	要介護者・要支援者に対する適正な事業の提供
運営方針	利用者の自己実現を目指す 1. 自らの意思決定（自己決定）の尊重 2. 個々の生活習慣や文化、価値観（家庭生活）の尊重 3. 自立生活への支援 4. 喜び、生きがいを見出すための支援 5. 社会との接触を保つための支援

第4章 小規模多機能センター和気の概要

敷地及び建物

敷 地		1,968.30㎡ (596 坪)
建 物	構造	木造 平屋建て
	延べ床面積	274.17㎡
宿 泊 室	種類	全室個室・床暖房完備
	室数	9室
	1室当りの面積	9.92㎡

利用定員	登録定員	24名
	宿泊利用定員	9名／日
	通い利用定員	12名／日

第5章 従業者の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

（1）管理者 1名（常勤）

- ① 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、各居宅サービス事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。
- ② 管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。
- ③ 管理者は、従業者の管理及び指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- ④ 管理者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（2）介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、登録者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス等の利用に係る計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

（3）介護従業者 9名以上（内、1名以上は看護職員）

介護従業者は、運営基準に従って利用者の介護を行う。介護従業者のうち看護職員は、登録者に対する健康管理等を行う。

第6章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

（1）営業日 年間 365 日とする。

（2）営業時間

通いサービス	6：00 ～ 22：00
宿泊サービス	22：00 ～ 6：00
訪問サービス	24 時間

第7章 小規模多機能センター和気のサービスの内容

（通いサービス・宿泊サービス・訪問サービス）

（1）介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	食事の時間（目安として）朝食7：30～8：30、昼食12：00～13：00、夕食18：00～19：00。指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の主旨に基づき、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し、原則として介護職員と利用者が共同で調理します。
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	利用者の状況に応じて必要な入浴介助を行います。

着 替 え 等 の 介 助	生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機 能 訓 練	利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は、その減退を防止するための機能訓練を実施します。
健 康 管 理	緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。利用者が通院する場合、ご家族での対応が困難な場合には、配慮します。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

種 類	内 容
レクリエーション等の行事	レクリエーションや外出等の行事を企画しています。

（２）利用料 別紙料金表のとおりです。

第 8 章 苦情申立先

相 談 窓 口	相談担当者 管理者 浮穴 真二	電 話：９６０－４６７７ ＦＡＸ：９７８－０２０４
---------	--------------------	------------------------------

※苦情処理体制の概要は、別紙のとおりです。

第 9 章 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人慈孝会福角病院
所 在 地	松山市福角町乙 6 9 番地 1
電 話 番 号	（０８９）９７９－５６５１
院 長 名	角南 典生
診 療 科	内科・外科・リハビリテーション科・消化器内科 神経内科・脳神経外科・形成外科
入 院 設 備	有
救急指定の有無	無

第 10 章 協力歯科医療機関

医療機関の名称	光洋台デンタルクリニック
所 在 地	松山市小川甲 2 0 0 － 1
電 話 番 号	（０８９）９９４－３７７７
院 長 名	石丸 元彦

第 11 章 通常の事業の実施地域 松山市（島しょ部を除く）

第12章 ご利用の際に留意していただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間8：00～20：00（但し、緊急の場合はこれに限りません。） 来訪者は、面会時間を面会簿に記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。なお、通いサービス利用者への面会は随時可能です。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	貴重品は本人管理となりますので、できるだけ持参されませんようお願い致します。
現 金 等 の 管 理	小額の金銭管理は利用者本人でお願い致します。
宗教・政治活動	他の利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	ペットの持ち込みについては、事前にご相談下さい。

第13章 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第14章 事故発生時の対応

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

第15章 非常災害対策等

（非常災害対策）

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。
- 3 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に対する具体的な契約や、通報・連携体制について定期的に従業員に周知するものとします。
- 4 非常災害の予想される種別を、立地条件等から、火災、地震災害、風水害、洪水災害とし、災害種別ごとに具体的な計画を立てるものとします。
- 5 非常災害対策の具体的な計画書（災害対策マニュアル）を、事業所の見やすい場所に掲示するものとします。
- 6 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努めるものとします。

第16章 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

第 17 章 地域との連携

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

- (1) 事業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する松山市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないものとします。
- (2) 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとします。
- (3) 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないものとします。
- (4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならないものとします。

第 18 章 記録の整備

利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する諸記録整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

第 19 章 その他運営に関する重要事項

（秘密保持等）

事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。
- 3 指定居宅介護支援事業等や緊急やむを得ない時の医療機関等に対して、利用者に関する個人情報あるいは療養情報を提供する際には、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

（提供するサービスの第三者評価の実施状況）

実施の有無	有
実施年月日	令和 8 年 3 月 23 日
評価機関	運営推進会議の構成員による
評価結果の開示状況	ホールの掲示板に提示・利用者家族に配布